

対象者

以下の①～⑤の要件を全て満たす利用者が家賃助成の対象者となります。

- ① 障害者総合支援法第19条第1項の支給決定障害者のうち、グループホームの支給決定を受けていること
- ② 現にグループホームに入居していること
- ③ 神戸市で支給決定を受けていること
- ④ 非課税世帯であること（生活保護世帯を除く）
- ⑤ 利用者が支払う家賃月額が「10,000円超」であること

家賃月額10,000円以下の部分についての助成は、特定障害者特別給付費（補足給付）を支給（例）

家賃月額10,000円超の場合・・・補足給付(上限10,000円/月)+当事業助成(上限15,000円/月)

家賃月額10,000円以下の場合・・・補足給付(上限10,000円/月)のみ

助成の対象となる事業者

障害者総合支援法に規定する指定共同生活援助（グループホーム）事業者 ※市内・市外問わない。

助成の対象となる家賃

- 利用者が事業者に支払う「**家賃**」のみ（光熱水費,共益費,食材料費,敷金,礼金等は含まない）
- 利用者より家賃とその他の費用をまとめて徴収している場合は、家賃とその他の費用を利用契約書等で、明確に分離していただくことが必要です。

助成金額(月額)

上限 15,0000円

計算方法

(当該利用者が支払う家賃月額 - 10,000円) × 50% (1円未満切捨て)

助成の対象期間

- **神戸市が申請書を受け付けた月から、グループホームを退去する月までの期間**の家賃
- ただし、入居前や入居日から30日以内に神戸市に申請書を提出した場合は、入居日からの家賃が助成の対象

(例) 4月15日に入居した場合

神戸市が申請書を受け付けた日によって、助成の開始日が変わります。

- 4月10日に申請書を受け付けた場合（入居前に申請） ▶ 4月15日～
- 5月10日に申請書を受け付けた場合（入居後30日以内に申請） ▶ 4月15日～
- 5月20日に申請書を受け付けた場合（入居後30日経過後に申請） ▶ 5月1日～



	申請手続き		請求手続き※3 家賃支払月の翌月10日必着
	新規申請	変更申請※1	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 申請書兼代理受領委任届出書 ✓ 受給者証の写し ✓ 家賃額が明記された利用契約書などの写し 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 申請内容変更・廃止届出書 ✓ 変更内容が分かる利用契約書などの写し※2 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 請求書・明細表 ✓ 利用者が家賃を支払ったことが分かる領収書等の写し
提出先	〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1 神戸市福祉局障害者支援課 請求担当 届出書・請求書の様式 ▶ https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/ghyachinzyosei.html		

※1 家賃額の変更・同事業所内でのGHの変更・退居等
 ※2 家賃額の変更・GHの変更の場合
 ※3 原則、事業者による請求（代理請求・代理受領方式）

< 補足 > 振込時期

10日までに請求した場合 ▶ 請求した月の月末営業日

10日を過ぎて請求した場合 ▶ 請求した月の翌月末営業日